

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されました。また、これに伴い、職員の給与の支給等に関する規則等の関係規則等についても一部改正されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。
つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する勤勉手当等の額を改定する。

2 主要内容

（1） 給料表の改定

別添 1 のとおり、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
（小学校・中学校等教育職給料表、高等学校等教育職給料表、行政職給料表、医療職給料表（2））

（2） 勤勉手当の改定

令和元年12月期及び令和 2 年度以降の勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引上げ

区分			本条例施行前の支給 月数			本条例施行後の支給月数					
						令和元年度			令和 2 年度以降		
			6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計
再任用職員 以外の職員	一般職員	期末手当	月 1. 275	月 1. 275	月 2. 55	月 1. 275	月 1. 275	月 2. 55	月 1. 275	月 1. 275	月 2. 55
		勤勉手当	月 0. 80	月 0. 80	月 1. 60	月 0. 80	月 0. 85	月 1. 65	月 0. 825	月 0. 825	月 1. 65
		計	月 2. 075	月 2. 075	月 4. 15	月 2. 075	月 2. 125	月 4. 20	月 2. 10	月 2. 10	月 4. 20

再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.687	月 0.688	月 1.375	月 0.687	月 0.688	月 1.375	月 0.687	月 0.688	月 1.375
		勤勉手当	月 0.40	月 0.40	月 0.80	月 0.40	月 0.425	月 0.825	月 0.412	月 0.413	月 0.825
		計	月 1.087	月 1.088	月 2.175	月 1.087	月 1.113	月 2.20	月 1.099	月 1.101	月 2.20

3 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、2の(1)は平成31年4月1日から、2の(2)のうち令和元年12月期の勤勉手当等に係るものは令和元年12月1日から適用する。ただし、2の(2)のうち令和2年度以降の勤勉手当等に係るものは、令和2年4月1日から施行する。

第2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正

1 主要内容

現行の給料表を別添2のとおり改定

2 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第3 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

1 主要内容

行政職給料表の調整基本額を次のとおり引上げ

1級 6,600円→6,700円

2 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第4 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

1 主要内容

行政職給料表、医療職給料表(2)、高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表の昇格時号給対応表を改正

2 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
給与担当 TEL：088－821－4906